

健康増進法・都条例の対象施設のポイント

■ 敷地内禁煙 | 屋内禁煙（喫煙場所設置不可）

屋外に特定屋外喫煙場所設置可

- 学校・病院・診療所・児童福祉施設・行政機関 等
※ただし、幼稚園、保育所、小・中・高校は、屋外にも喫煙場所の設置を不可（努力義務）とします。
※バス・タクシー・航空機は、車内（機内）禁煙です。

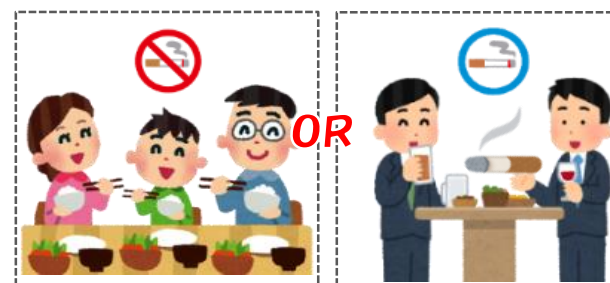


■ 屋内禁煙 | 禁煙または喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室設置

- 2人以上の者が利用する施設等
事務所、工場、ホテル、旅館、
旅客船舶、旅客鉄道、従業員のいる飲食店



- ※従業員のいない飲食店は、事業者が屋内禁煙か喫煙を選択します。



施設類型（概要）

で囲った部分が都条例の規定

施設の類型		健康増進法・都条例
第一種施設他	保育所、幼稚園 小学校、中学校、高等学校 等	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置不可※努力義務)
	大学	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)
	病院、診療所	
	児童福祉施設（上記保育所等除く）	
	行政機関の庁舎	
バス、タクシー、航空機		
第二種施設他	上記以外の2人以上の者が利用する施設等 例) 事務所、工場、ホテル、旅館、老人福祉施設、運動施設、旅客船舶、旅客鉄道、 従業員がいる飲食店	原則屋内禁煙 (喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室内でのみ喫煙可)
	従業員がいない飲食店	従業員を使用していない場合は、禁煙・喫煙を選択することができる。(=都指定特定飲食提供施設)

※喫煙室を設置した場合、喫煙室の出入口と店頭、適切な標識を掲示する義務があります。

また、飲食店については、禁煙の場合も、店頭禁煙標識を掲示する義務があります。

施設類型（詳細）

■ 特定施設：第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設

<p>第一種施設</p>	<p>a) 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設 b) 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎 (行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)</p>
<p>第二種施設</p> <p>都指定特定飲食提供施設 (都条例第二条の六)</p>	<p>第一種施設・喫煙目的施設以外の2人以上の者が利用する施設全て</p> <p>飲食店・喫茶店等のうち、以下、4つの要件を満たした施設 ①2020年4月1日時点で既に営業、②客席面積100㎡以下、③中小企業（資本金の額又は出資の総額が5千万円以下）又は個人経営、④従業員（労働基準法第九条に規定する労働者（※））を使用しない施設 ※賃金を支払われている者（ただし、同居親族等を除く。)</p>
<p>喫煙目的施設</p>	<p>a) 屋内公衆喫煙所 b) 喫煙を主目的とするバー、スナック等 ※喫煙する場所を提供することが主たる目的であって、たばこの対面販売（出張販売を含む）をしており、「通常主食と認められる食事」を主として提供していない飲食店等を指す。 一般的な居酒屋、レストラン等は該当しない。 c) 店内で喫煙可能なたばこ販売店 ※たばこ又は喫煙器具の販売をしており（たばこについては対面販売に限る）、設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていないこと</p>

■ 特定屋外喫煙場所：第一種施設の屋外の場所の一部のうち、管理権原者によって禁煙の場所と区画され、規則で定める受動喫煙防止のための必要な措置（※）が取られた屋外の場所

※特定屋外喫煙場所における受動喫煙を防止するための必要な措置【健康増進法施行規則第十五条】

- ①喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること
- ②第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること